

○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件

(令和3年12月24日財務省告示第317号)

(令和4年1月1日適用)

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和二年十二月財務省告示第三百八号）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から適用する。

令和三年十二月二十四日

財務大臣 鈴木 俊一

三十七中「一〇〇、〇〇〇ボリバル・ソベラノにつき本邦通貨六一円」を「一ボリバル・ソベラノにつき本邦通貨二五円」に改める。

百三十八の次に次のように加える。

百三十九 エリトリア通貨 一〇〇ナクファにつき本邦通貨七一六円